

「ひょうごフィールドパビリオン・ファムツアー」業務 委託仕様書

1 委託業務名

「ひょうごフィールドパビリオン・ファムツアー」業務

2 業務目的

2025大阪・関西万博に向け、ひょうごフィールドパビリオン（以下、「FP」という。）の認知度向上及び兵庫県への実誘客を目的に、メディアを対象としたファムツアーを実施し、海外に向けてFPのさらなるメディア露出を図っていく。

【参考】

FP専用ウェブサイト：<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>

Instagram：（日）https://www.instagram.com/hyogo_field_pavilion/

（英）https://www.instagram.com/hyogo_field_pavilion_en/

3 事業期間

委託契約締結の日から令和6年12月31日まで

4 業務内容

本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、この事業の目的及び以下の事項を踏まえ、参加者に対し、FPへの理解が深まり、魅力を実感できるようなファムツアーを企画し、実施すること。

同行する県職員が動画を撮影するので、予め参加者の承諾を得ること。なお、動画は、県ウェブサイト、SNS等で国内外へのプロモーションに使用する可能性がある。

(1) 企画するファムツアー・実施回数等

以下のファムツアーを企画・実施すること。

① メディアファムツアー：2泊3日のツアーを1回実施

② ターゲット国・地域：米・豪・仏・台湾or香港の4カ国

③ 催行人員：4名程度（上記ターゲット国・地域より1名ずつを想定）

④ 内容：FP専用ウェブサイトを示すモデルコースを参考に、各地域で特色ある資源を生かしたSDGs体験型地域プログラムを含んだ行程を提案すること。

(2) 参加対象者

各国・地域で旅行検討層への訴求力が強く、かつ他メディアへの波及効果のあるメディア（旅行雑誌や新聞、WEBメディア等）のライター（在日ライターを想定）

※執筆実績が豊富で各国・地域の旅行検討層に刺さるような内容で記事制作できるライターが望ましい。また、ライター1名につき、カメラマン1名の同行まで

可とし、本業務費に含むものとする。

(3) 訪問先等

・ファムツアーの発着地は兵庫県内を基本とするが、コースの組み合わせによってはその限りでない。

・自動車で県内を周遊することを基本とする。なお自動車の仕様は、マイクロバスを基本とする。

・FP専用ウェブサイトを示すモデルコースを例に、SDGsを推進し地域の課題解決に向け、テーマ性及びストーリーを持ったツアーを計画する。

・本県を周遊し、FPをアピールするようなプログラムや旅の楽しみを補完するコンテンツ等があれば、必要に応じて、FP以外のコンテンツをコースに含めても構わない

い。

- ・モデルコースに含まれる内容であっても調整困難なコンテンツについては、県と協議の上、訪問順序の変更や、他のコンテンツとの差し替え等を行うことも可とする。
- ・訪問先での各種メニューを実施する際は、SDGs体験型地域プログラムなどを実施する事業者や、団体等とも連携を図ること。
- ・宿泊先は、1人1室を基本とすること。
- ・食事は、必要に応じて、1日3回分（朝、昼、夕の3食）を提供すること。

(4) メディア掲載時期等

兵庫県への誘客が効果的な時期に、プロモーションを行い、最適なメディアに掲載すること。なおメディアの掲載時期は10月頃を想定している。

(5) ファムツアー参加料等

- ・各参加者からファムツアー参加料は徴収しない。
- ・ツアー発着場所（兵庫県内）までの交通費も本業務費に含むものとする。

(6) 参加者募集方法

- ・受託者は、チラシを作成するなど、自社ウェブサイト、その他独自のノウハウを活用した効果的な手段で参加者の募集を行うこと。
- ・チラシの作成は任意とする（印刷・部数は任意）が、作成にあたり、県の確認を受け、作成後は速やかに県に電子データを納品すること。
- ・チラシ、ウェブサイト等によるPRの際には、告知・広告内容については、事前に県と協議のうえ、県主催事業であることが分かるように表記すること。
- ・受託者は、必要に応じ県と協議のうえ、参加者募集方法を選定し、参加者を決定すること。

(7) アンケート実施

- ・ファムツアー実施後、参加者にアンケートを実施し、結果を取りまとめて報告すること。なお、アンケートの内容については、訪問者双方の課題等も含め、事前に県と協議すること。

(8) 執筆記事・掲載等

ツアーの参加者は、ツアー終了後、県の指定する期日までに、各国の読者にFPの魅力を伝え、本県への誘客を喚起させるような記事掲載を実施すること。

- ① ファムツアーを踏まえた記事の掲載・執筆を1メディア1本以上行うこと。
- ② 読者が旅行を具体的に検討しやすいように、記事内に訪問プログラムの名称やウェブサイトのURLなど必要な情報を掲載させること。
- ③ 掲載前に、発注者（兵庫県フィールドパビリオン推進課）による内容の正誤確認を受けること。
- ④ 記事中にFP専用ウェブサイトやInstagram（英語アカウント）のリンクやQRコードを掲載すること。
- ⑤ 訪問先等、ファムツアー催行中の写真を撮影し、終了後の報告にあたっては、参加人数等の情報とあわせて、撮影した写真等の画像データを県に提供すること。なお、写真等は、県ウェブサイト、SNS等で国内外へのプロモーションに使用される可能性があるため、必要に応じ、そのことについて予め参加者に理解を得ておくこと。

(9) 実績報告書の作成

- ・ファムツアー終了後に、参加者の体験談や、参加者による写真等を交えたツアーレポートを含む実績報告書を作成し、令和6年12月31日迄に県に提出すること。なお、報告書には、情報発信した記事の効果（PV数やUU数、発行部数等）や、効果的なFP誘客に向けた今後の展開等を含めること。

(10) 参加者の安全確保

- ・訪問先との事前打ち合わせや現地確認を行い、プログラムの内容、活動の場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- ・体験や活動を行う際には、火の取り扱いへの注意喚起や安全対策のために必要な装備の着用を徹底すること。
- ・飲食物の衛生管理を徹底するとともに、参加者への食物アレルギー事前調査を行い、対応を行うこと。

5 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、県に報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・催行にあたっては、訪問先やメニュー等、ファムツアー内容に精通したスタッフを乗車させ、適宜ファムツアー参加者への説明等を行うこと。
- ・参加者等からのクレームについては、誠意ある対応をとり、その対応の経過を速やかに県に報告すること。
- ・本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

6 支払条件等

- ・県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- ・精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法（昭和27年法律第239号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

8 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには県に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、県に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) ファムツアーを実施するにあたって、同行する県職員の体験、宿泊にかかる予約等の手配に協力すること。なお、その際の経費については、直接の委託料に含めない。詳細は、受託者と調整する。
- (5) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。
また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。
なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。
- (6) この業務で得られた著作物等の成果等については、県に帰属するものであること。
- (7) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。